

平成24年度私立大学関係税制改正 最重要要望事項

日本私立大学団体連合会

1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡大

(1) 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

税額控除制度の導入など、近年学校法人の寄附税制が大幅に拡充されているが、寄附促進の流れを加速するため、年末調整による寄附金控除を可能とするなど、寄附金控除手続きの大幅な改善を図る。

この改善により、個人寄附者全体の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の負担軽減を図り、学校法人による広範で多様な寄附者の積極的な開拓が可能となる。

(2) 寄附金税額控除認定要件の撤廃

寄附金に係る税額控除を受ける認定要件については、創意工夫ある教育による多様な人材育成やボランティア活動の拠点として活躍するより多くの私立学校が制度を活用できるよう、要件の撤廃を図る。

平成23年度の税制改正により、学校法人に対する個人からの寄附への税額控除制度が導入され、国民の幅広い層からの寄附を促す観点から画期的な制度の拡充が実現した。

しかしながら、その際、税額控除を適用するための要件として寄附者の実績の要件（3000円以上の寄附が年平均100件以上）などが課せられた。このため、小規模の大学法人や、幼稚園・小・中・高校法人などが税額控除の要件を満たすことが困難な状況になっている。

学校法人は、設置・運営する幼稚園から大学に至る各段階の私立学校が次世代の国民への教育を通じて国の将来のあり方に大きな役割を果たすなど、学校法人の規模等に関わらず等しく高い公共性を有している。

従って、高い公共性を有する学校法人に対する個人からの寄附金については、本来、税額控除の適用に当たって要件は課せられるべきものではなく、要件の撤廃を行うことが必要。この措置により、幼稚園から大学までの幅広い私立学校において、幅広い層の寄附者の開拓が可能となる。

学校法人の個人寄附に係る税額控除制度の実施状況

- ▶ 卒業生・保護者・地域住民など幅広い市民の支援を受けて、多様な教育活動を展開している多くの私立学校から、税額控除対象法人の証明申請が提出されている。
- ▶ しかし、税額控除の寄附者の実績の要件（3,000円以上の寄附が年平均100件以上）は、特に小規模な大学法人や、幼稚園・小学校・中学校・高等学校のみを設置する学校法人には満たすことが困難である。

学校法人の税額控除対象法人への申請の実績（23年7～10月）

- 文部科学大臣所轄学校法人（大学・短大法人）： 申請法人数 120 法人 ※大学法人115、短大法人5
- 都道府県知事所轄学校法人（幼稚園・小・中・高校等法人）： 申請法人数 12 法人

学校法人（大学法人）への意向アンケート結果（23年7月）

- 文部科学大臣所轄学校法人（668法人）中、税額控除対象法人の申請について：
 - ・ すぐ／に申請する／学内手続き整い次第申請する： 136法人（25%）
 - ・ 時間かかる／分からない／申請しない等： 404法人（75%）
- 「時間かかる／分からない／申請しない等」とする理由：
 - ・ 寄附金の実績要件が満たせない： 192法人（48%） ※上記404法人に占める割合

学校法人（幼・小・中・高校等法人）への意向アンケート結果（23年11月）

- 都道府県所轄学校法人（7,265法人、回答数4,593法人）中、税額控除対象法人の申請について：
 - ・ 申請を予定している：
 - ・ 申請は予定していない：
- 「申請は予定していない」とする理由：
 - ・ 寄附金の実績要件が満たせない： 3,745法人（85%） ※上記4,400法人に占める割合